

佐渡市公式観光総合パンフレット制作業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 公募の概要

(1)公募の目的

現在、佐渡市公式として使用している観光パンフレット「佐渡さんぽ」について、これまでは旅前から旅中まであらゆるシーンで誰もが使える、網羅的に情報を掲載した総合ガイドブックとして制作を行っていた。

しかしながら、情報検索の手段がweb サイトや SNS などの媒体に移った中で、それらとの役割分担によるパンフレットの位置づけが必要なことや、個人旅行が主流になったことで旅先の選定において佐渡ならではの優位性やポジションを明確かつビジュアル的に打ち出した誌面でないと、無数にある情報の中から手に取ってもらえないなど、市場における有効なパンフレットに変化が生じているものとする。

そういった状況に加え、「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録により全国的な佐渡島の認知が高まっている好機を活かすため、既存の「佐渡さんぽ」を全面的に刷新し、より効果的なパンフレットとして制作するため、また、各企業からの自由提案により新しい視点でのプロモーションを目指すため、受託事業者を公募するもの。

この実施要領は、受託事業者選定にあたり、実績や能力、業務実施にあたって専門的な視点からの提案等を総合的に評価し、最も適した事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

(2) 業務委託の内容

「佐渡市公式観光総合パンフレット制作業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託上限額

9, 163, 000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額には、委託事業者との打ち合わせに要する費用や企画提案に基づく委託業務の全てが含まれるものとする。本業務の契約金額を示すものではない。

(5) 契約時の条件について

後述（6-4）見積書）のとおり、本件で提出する見積書に関しては、デザインや取材など、原稿データ制作に必要な費用（A）と、1部あたりの印刷製本にかかる費用（B）を分けて記載すること。

印刷製本費については１２万部での見積もりとしているが、そのうち６万部が佐渡市として発注する部数であり、上記（Ａ）の全額と、（Ｂ）のうち６万部の合計額での契約となる。残る部数については、関係する事業者から別途発注するものとする。

（本プロポーザル時点での最低発注数を１２万部としているが、実際の契約段階においてそれを下回った場合は、印刷単価を改めて協議するものとする）

２ 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加表明書提出日を基点として、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、基準日から契約締結までの間に、要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをされた者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は第 6 号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (4) 公告の日以降に、「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成 30 年佐渡市訓令第 17 号）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者又は受けることができる者であること。

３ 実施スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル参加者募集開始	令和 6 年 9 月 9 日（月）
質問書の受付期間	令和 6 年 9 月 9 日（月）から 令和 6 年 9 月 18 日（水）正午まで
参加表明書の提出期限	令和 6 年 9 月 18 日（水）正午まで
質問書に対する回答	令和 6 年 9 月 19 日（木）午後 5 時まで
企画提案書の提出期限	令和 6 年 9 月 24 日（火）正午まで
プレゼンテーション審査	令和 6 年 9 月 26 日（木）
審査選定結果通知（予定）	令和 6 年 9 月 27 日（金）

４ 質問の受付

本実施要領等に関する質問は次のとおり受け付ける。

(1) 質問の受付期限

令和6年9月18日（水）正午まで

(2) 提出方法

質問は、件名に「佐渡市公式観光総合パンフレット制作業務委託に係る質問（事業者名）」を明記のうえ、質問書（様式第1号）を添付し、電子メールにより提出すること。
送付後、提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

(3) 提出先

佐渡市観光振興部観光振興課 s-kanko@city.sado.niigata.jp

(4) 回答方法

令和6年9月19日（木）午後5時までに参加表明書の提出者全員に電子メールで回答する。

5 参加表明書の提出等

(1) 資料の配布

実施要領等、公募に関する資料・様式類は、本市ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書（様式第2号）を提出すること。

(3) 提出方法

件名に「佐渡市公式観光総合パンフレット制作業務委託に係る参加表明書（事業者名）」を明記のうえ、参加表明書（様式第2号）及び誓約書（様式第7号）を添付し、電子メールにより提出すること。
送付後、提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

(4) 提出期限

令和6年9月18日（水）正午まで

(5) 提出先

佐渡市観光振興部観光振興課

電子メール：s-kanko@city.sado.niigata.jp 電話：0259-67-7602

(6) 辞退の方法

参加表明書提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限前日までに辞退届（様式第3号）を電子メールにより提出すること。送付後、提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

6 企画提案書の提出等

企画提案書は、参加表明書の提出を行って参加資格の確認を受けた事業者のみ、提出で

きるものとし、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和6年9月24日（火）正午必着

(2) 提出先

佐渡市観光振興部観光振興課

電子メール：s-kanko@city.sado.niigata.jp 電話：0259-67-7602

(3) 提出方法

件名に「佐渡市公式観光総合パンフレット制作業務委託に係る企画提案書（事業者名）」を明記のうえ、電子メールにより提出すること。送付後、提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

(4) 提出書類（データをメールに添付）

（様式4） 企画提案書等提出書

（様式5） 企画提案者に関する調書

（様式6） 業務実施体制調書

（任意様式）企画提案書

（任意様式）見積書

※見積書には、パンフレットの印刷製本にかかる費用を明記し、1部あたりの単価がわかるようにすること。また、委託期間内においては、同一以下の単価で増刷発注もできるようにすること。

（任意様式）過去の類似実績とその成果が分かる資料

7 提出資料の取扱い等

(1) 企画提案に要する一切の費用は、事業者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書について書き換え又は撤回することはできない。

(3) 企画提案書は、審査以外には無断で使用しない。ただし、佐渡市情報公開条例その他関係法令に基づき、開示する場合がある。

8 企画提案の審査・方法

(1) 審査方法

- ・ 本業務における企画提案に係る審査は、「佐渡市公式観光総合パンフレット制作業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。
- ・ 提案者によるプレゼンテーションを行った上で、企画提案内容等について総合的に審査し、採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点のものを最優秀提案者とする。
- ・ 最高得点のものが複数の場合、審査委員会が総合的に判断し最優秀提案者を選定す

る。

(2) 選考審査委員会によるプレゼンテーション・ヒアリングについて

- ① 日時：令和6年9月26日（木）午前10時から
- ② 場所：佐渡市役所第二庁舎 2-301 会議室（新潟県佐渡市千種 232）
- ③ 出席者：参加者側の出席者は2名までとする。
- ④ 実施順：順番及び時間は、参加表明書を受理した後に電子メールにて連絡する。
- ⑤ 説明時間：各参加者 15 分以内とする。

(3) 審査項目

審査項目	審査事項	配点
企画性	・ 本業務目的を十分に理解し、目的に沿った内容の企画提案ができているか。 ・ 実施手段が適切で、具体的かつ実現性のある内容となっているか。 ・ ターゲットのニーズを把握し、佐渡の魅力が伝わる提案がなされているか。	20 点
独創性	・ 競合地域と比較した中で、佐渡の強みを打ち出せる内容になっているか。 ・ 今までにない斬新な記事内容になっているか。 ・ 提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか。	20 点
具体性	・ 提案時点でパンフレット全体の構成について具体的なイメージができる内容となっているか。 ・ 取材やデザインなどについて具体的かつ無理のないスケジュールが組まれているか。	20 点
デザイン	・ 企画提案の内容や過去に制作したパンフレットが、本業務にマッチするデザインとなっているか。	20 点
業務遂行能力	・ 業務を実施するうえで十分な体制か。 ・ 業務を円滑かつ効率的に実施できる計画あるか。 ・ 過去に本業務と類似の業務実績があり、受託者として十分であるか。	10 点
費用の妥当性	・ 提案内容に対して妥当な価格設定となっているか。	10 点

(4) 審査結果の通知及び公表

結果については、すべての提案者に電子メールにより通知する。また、受託候補者は佐渡市ホームページに公表する。なお、本プロポーザルの審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

9 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

- (1) 「2 参加資格要件」に定める要件を満たさない（満たさなくなった）者による提案。
- (2) 「5 参加表明書の提出等」に定める参加表明書を提出しなかった者による提案。
- (3) 「6 企画提案書の提出等」に定める提出期限を過ぎて提出された提案。
- (4) 企画提案書その他提出書類に虚偽の内容を記載したとき。

- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (6) 委託上限額を超過した提案

10 契約手続等

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、委託契約締結前に佐渡市との契約関係は生じない。

(1) 業務内容に関する協議

本業務の内容は、佐渡市が示した仕様書及び受託候補者が提出した企画提案をもとに確定するが、業務目的達成のために必要と認められる場合は、佐渡市と受託候補者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。

受託候補者との協議が整わなかった場合や受託候補者が委託契約を辞退した場合は、審査結果において次点であった者と協議を行う。

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案者が 1 者しかいない場合においても、プレゼンテーション審査により選定を行う。

12 問い合わせ先

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地

佐渡市役所観光振興部観光振興課

電話：0259 - 67 - 7602

電子メール：s-kanko@city.sado.niigata.jp